



Title	違法ドラッグについて
Author(s)	沢辺, 善之
Citation	makoto. 2014, 166, p. 2-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85675
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

違法ドラッグについて

大阪府立公衆衛生研究所

薬事指導課長

沢 辺 善 之

1. 違法ドラッグ(脱法ドラッグ)とは
麻薬や覚せい剤、大麻(以下、麻薬等)といった薬物は販売や使用を法律で規制していますし、その危険性は一般的にも十分知られているところです。違法ドラッグは、麻薬等に該当しないように、麻薬等と類似した化学構造の薬物を意図的に化学合成して製造されます。麻薬等の規制されている薬物とはわずかな化学構造の違いしかないため、麻薬等と同じ作用を持つと考えられています。(図1) ニュースなどでは、脱法ドラッグや脱法ハ

ーブと呼ばれることが多いですが、厳密には脱法ハーブは乾燥した植物片のものを指します。販売業者は、違法とは言わずに合法ドラッグ、合法ハーブ、ハーブ、アロマリキッド、バスソルト、お香、防虫シートなどと称し販売しています。製品の形態は、乾燥植物片、液体、粉末、シート状などがあり、派手な印刷したアルミ袋に入れて、街中のビルの店舗やインターネットで1パックが数千円くらいで販売されています。(図2)

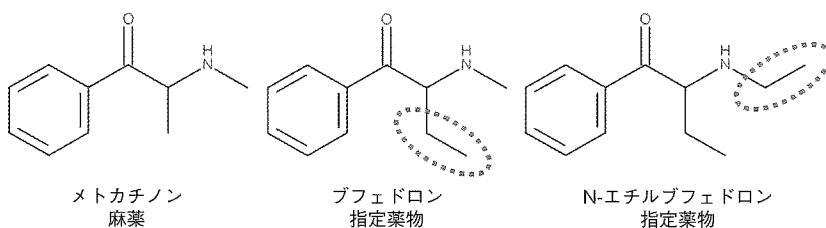


図1 指定薬物は麻薬に類似した化学構造を持つ



図2 平成24年度に大阪府で分析を行い、指定薬物が含まれていた違法ドラッグ(アロマリキッドとして販売されていました)。

2. 違法ドラッグの危険性

違法ドラッグは、医薬品として開発されたものではなく、法の規制を逃れることを目的として製造されていることから、薬物としての安全性は全く考慮されていませんし、人体にどのような作用を及ぼすかもわかっていません。簡単に入手できるにもかかわらず、麻薬よりも強力な作用を持つ物質もあると考えられています。違法ドラッグを吸ったりすると、幻覚や錯乱がおこり、意識不明となって病院へ救急搬送され死にいたるケースもあります。また、自動車の暴走事故など、自らの健康に悪影響を与えるだけでなく、全くの第三者に苦痛や被害を与えることにもつながっています。特に、20代を中心に若者の間で乱用が目立ちます。一時は路上のおもちゃのガチャガチャでも売られるなど、「容易に手に入る」ことも乱用の一因になっていると考えられます。違法ドラッグを使っているうちに薬物へ

の抵抗感が薄れ、覚せい剤などの薬物への入り口となることも心配されていますが、覚せい剤などよりも悪影響があるのではないとも言われています。

3. 取り締まりとイタチごっこ

違法ドラッグは平成12年頃から乱用されはじめ、まず平成17年に東京都が条例による取り締まりを開始し、翌平成18年に国は薬事法を改正し、違法ドラッグを「指定薬物」として規制をはじめました。

(図3) 販売業者は法律による摘発から逃れるために、インターネットの販売業者のホームページには、わざわざ「人体への摂取は絶対にしないでください。日本国で違法とされる成分は含まれていません。お香としてお使いください。」などのことわり書きがあります。取り締まるうえで最も厄介なことは、指定薬物を指定しても、その化学構造の一部を変えた、あらたな化学物質がすぐに出回ること

国・自治体の対応

2000年(平成12)頃から国内で乱用がはじまる

2005年(平成17) 東京都 「東京都薬物の濫用の防止に関する条例」制定

2006年(平成18) 薬事法改正 「指定薬物」制度

「指定薬物」

中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を「指定薬物」として定義。

2012年(平成24) 大阪府 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」制定

指定薬物の検査

国、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府 等

図3 国や自治体による取り締まり

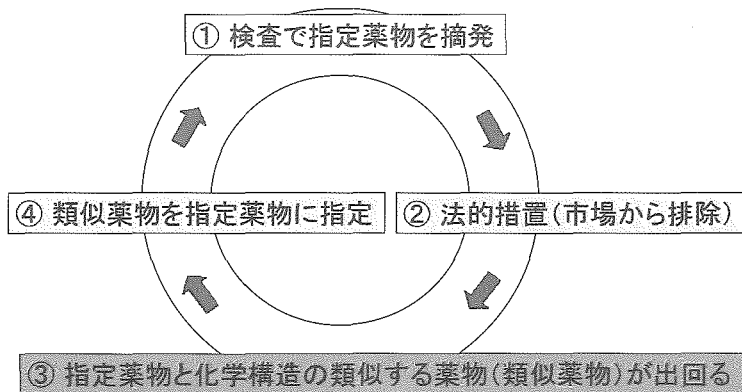


図4 取り締まりの「イタチごっこ」

す。化学構造を変えれば法の規制の対象とはなりません。この繰り返しのため、違法ドラッグの取締りは「イタチごっこ」と言われています。(図4)

4. 大阪府独自の取り組み

薬物乱用の深刻な現状を踏まえ、大阪府では、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しました。この条例は、「薬物の乱用を防止し、必要な規制を行い、青少年をはじめとする府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良な風俗を維持し、健全な社会の実現を図ること」を目的としています。条例の特徴は、知事指定薬物制度により知事が指定する薬物の使用、使用目的の所持及び情を知って使用場所の提供・あっせんに罰則規定がついたことです。これまでに大阪府では3回にわたり14物質を知事指定薬物に指定しました。

5. 国による取り締まりの強化

指定薬物は麻薬等に類似した構造を持つものですが、指定薬物の規制から逃れるために指定薬物に類似した化合物を配合した製品も多数発見されています。平成24年までわが国では、実際に流通している違法ドラッグの成分を一つ一つ個別に、「指定薬物」として指定し、規制する方法をとってきました。平成24年12月時点で98種類が指定されました。しかし「イタチごっこ」が続いている現状から、国は、指定を迅速に行うこと、国内では未確認であるが海外での流通実態のある成分を指定することにしました。さらに、特定の化学構造を持つ化合物群を、「指定薬物」として一括して規制対象とする『包括指定』を導入しました。平成25年3月に合成カンナビノイド系であるナフトイルインドール誘導体、平成26年1月にカチノン誘導体が包括指定されました。(図5) この『包括指定』により、規制できる成

分の数が一気に1300種類以上に増えました。また、未だ流通していない成分を事前に規制し、先手を打って違法ドラッグの拡大を防止する事も出来ることから、「イタチごっこ」に対して一定の効果が期待されています。

一部の指定薬物は、より厳しい取り締まりが必要とされ、麻薬に指定されています。さらに薬事法の一部改正により、平成26年4月1日からは指定薬物を所持すること、購入すること、譲り受けることを行った場合、懲役や罰金に処されることになります。

6. 違法ドラッグの分類

違法ドラッグに該当する薬物は、いくつかの系統に分類できます。代表的なものとしては大麻の主成分の化学構造に類似する合成カンナビノイド系です。この系統の薬物は主に乾燥植物片から検出されます。別に、覚せい剤の化学構造に類

似するフェネチルアミン系及びカチノン系の薬物があります。これらの系統の薬物は主に液体や粉末から検出されます。

(図6) 包括指定導入後は、図6左のナフトイルインドール系の薬物は検出されていません。近年は合成カンナビノイド系、カチノン系、フェネチルアミン系が同時に検出されるなど、製品の形状と検出薬物の系統の相関は薄れてきています。

7. 大阪府立公衆衛生研究所における検査

国や各自治体は違法ドラッグを規制するために法律や条例を整備しています。しかし、法的な処分等を行うためには、実際に違法ドラッグ製品を分析し、指定薬物等の規制対象成分の存在を証明しなければなりません。

大阪府立公衆衛生研究所では、違法ドラッグの流通実態の把握と取り締まりを行うために、大阪府薬務課と一体となって、違法ドラッグ製品の買い上げ検査を実施

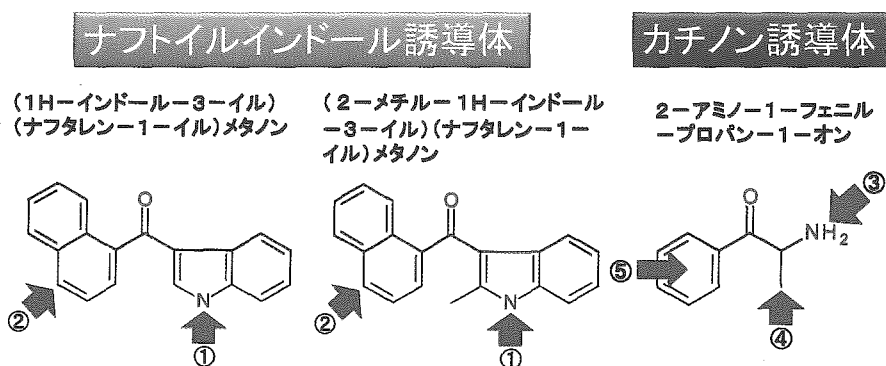


図5 包括指定薬物の基本骨格 (①～⑤には特定の置換基が入る)

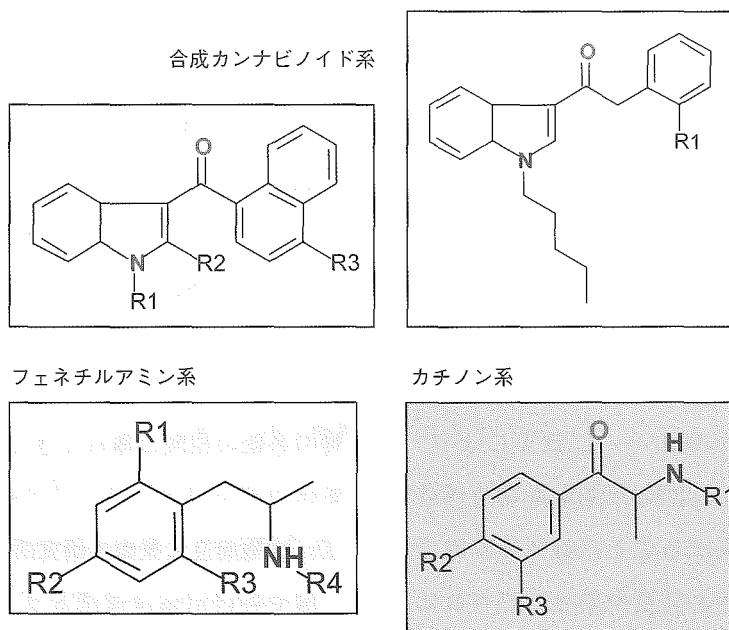


図6 違法ドラッグの分類の例

しています。これまでの分析結果では、ほぼすべての製品から何らかの薬物を検出しています。一つの製品から複数の薬物を検出することも珍しくありません。

近年法律や条例によって違法ドラッグの規制強化が急速に進められています。しかし、規制対象化合物は速やかに市場からなくなる一方で、法をかいくぐった新たな化合物が次々と流通するようになります。違法ドラッグ分析では、構造の類似した多くの化合物が検出されるため、その識別・同定は非常に難しい作業となります。そのため、当所では質量分析装置や核磁気共鳴装置等の高度分析機器の分析結果を組み合わせることで、化合物の特定を実施しています。

通常、化学物質の同定・定量は標準品と呼ばれる高純度の化合物と検体とを同じ条件で分析し、その結果の比較によって行います。(図7) しかし、違法ドラッグ成分はまだ世に出ていない未知物質である場合もあり、標準品を入手できない事例が多くあります。そのため、公衆衛生研究所では標準品を化学合成して用いたり、製品から対象化合物を単離精製して構造決定を行ったりしています。

法規制にかかわる物質の分析では、一般的に対象化合物を定めた法律が改正される頻度は高くはないことから、分析する化合物が大きく変わることはあまりありません。しかし、違法ドラッグは法規制のスペンが短く、検出される化合物の種

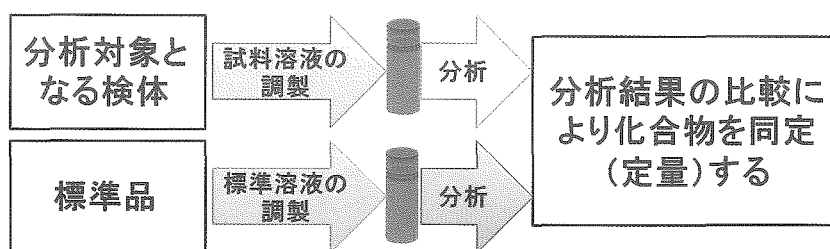


図7 違法ドラッグの分析方法

類もそれに伴って変わっていくため、常に新しい情報を収集することが重要となっています。新たな化合物の国内外での検出事例や、分析方法、化合物の合成からその薬理活性にいたるまで、幅広い領域にわたって高い専門性をもって情報を収集する必要がありますが、これを一つの組織だけで行うことは非常に難しいことです。当所では他の自治体の衛生研究所等、部署や自治体の枠組みにとらわれず他機関との情報交換や共有を積極的に進め、めまぐるしく変化する違法ドラッグ問題に対応しています。

8. まとめ

違法ドラッグは世界的な問題となっています。海外で検出された化合物は、わが国でも流通する可能性が高いことから、大阪府立公衆衛生研究所では指定薬物に類似した薬物の検出事例の情報収集に努めるとともに、製品中に存在する化合物を正確に分析するため、分析法の開発にも努めています。違法ドラッグによる健

康被害や事件を未然に防止するため、迅速な分析方法の確立等により、検査体制をより一層充実させたいと考えています。

また、違法ドラッグの問題は、使用した本人の健康や生命だけでなく、周りの人々の生命までも危険にさらす深刻な問題です。違法ドラッグによる事件・事故を起こさないためにも、法律や条例による取り締まりとともに、青少年が好奇心から安易に薬物に手を出さないための教育や啓発も重要と考えられています。一人一人が正しい知識を身につけ、「買わない」「使わない」「近寄らない」ようにしましょう。